

【事案の概要】

1 本件は、原判決別紙物件目録記載の家屋（以下「本件家屋」という。）を所有する控訴人が、東京都文京区税務所長において固定資産課税台帳に登録した本件家屋に係る平成 24 年度の価格（6 億 8 8 0 2 万 8 7 0 0 円、以下「本件登録価格」という。）は、本件家屋の構造を 1 棟単位で鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「SRC 造」という。）・鉄筋コンクリート造（以下「RC 造」という。）と評価して決定されたものであるところ、本件家屋 1 階の大部分及び 2 階から 9 階までは鉄骨造（以下「S 造」という。）であるから、当該部分には S 造の経年減点補正率を適用して評点数を算出すべきであるのにこれを怠り、1 棟単位で SRC 造・RC 造の経年減点補正率（以下「RC 補正率」という。）を適用して評価された違法な価格であると主張して、本件価格のうち控訴人において算出した価格（5 億 8 7 1 1 万 5 4 0 0 円）を超える部分を不服として裁決行政庁である東京都固定資産評価審査委員会（以下「本件委員会」という。）に審査の申出（地方税法 4 3 2 条 1 項）をしたところ、同申出を棄却する決定（以下「本件決定」という。）がされたことから、被控訴人に対し、本件決定のうち上記控訴人算出価格を超える部分の取消しを求めた事案である。

原判決は、本件登録価格の決定を違法ということはできないから、審査の申出を棄却した本件決定は適法であるとして控訴人の請求を棄却し、控訴人がこれを不服として控訴をした。

控訴人は、当審において、固定資産評価基準によって決定されるべき価格は 5 億 4 7 2 7 万 8 8 0 0 円であり、本件登録価格のうちこれを超える部分は違法であると主張して、その請求を拡張した。

2 固定資産評価基準の定め、前提事実並びに争点及び当事者の主張は、次項のとおり当審における当事者の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「事案の概要」の 1 ないし 3（2 頁 1 1 行目から 6 頁 1 1 行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。なお、略称は原判決の例による。

3 当審における当事者の主張**（1）当審における補足主張****（控訴人の主張）**

ア平成 24 年度における複合構造家屋に対する経年減点補正率の適用について平成 24 年度取扱要領においては、非木造家屋のうち複合構造家屋（1 棟の構造が SRC 造、RC 造の一方又は両方と S 造の組合せからなる家屋。以下同じ。）について 1 棟単位で経年減点補正率を適用するのはあくまで例外とされ、平成 14 年 1 月 1 日以前に建築された家屋（以下「在来分家屋」ということがある。）の場合も、複合構造家屋のうち登記構造欄に S 造の登録がある家

屋（1279棟）について、既に平成18年度通達等による価格の是正処理が行われていた。

加えて、上記構造欄にS造の記載のない本件類似家屋5棟についても、平成20年度以降、構造別に経年減点補正率を適用した価格へと減額修正が行われ、本件類似家屋以外にも、平成19年度以降に是正処理がされた在来分の複合構造家屋が少なくとも20棟存在するのに対し、本件委員会が審査の申出を受けて平成27年度の価格を減額修正した1棟の複合構造家屋（以下「別件家屋」という。）及び本件家屋のほかに、1棟単位で経年減点補正率が適用されている在来分の複合構造家屋が存在することは立証されていない。

以上によれば、東京都区部では、平成24年度において、複合構造家屋について構造別に経年減点補正率を適用する取扱いが確立していたというべきである。

イ差別的取扱いについて

平成18年度通達等による是正処理は上記のとおり登記構造欄の登録がS造である家屋を対象として実施されたものであるが、平成18年度通達等のうち東京都主税局資産税部固定資産評価課長通知（17主資評第143号、以下「143号通知」ということがある。）は是正処理の具体的な事務処理について通知したものにすぎないから、これによって是正処理の対象家屋に限定を加えるのは通達等の全体的解釈として無理があること、また、家屋の減価の速度は家屋の物理的構造によって定まり、登記上の記載による影響を受けないことから、平成18年度通達等による是正処理の対象を登記構造欄にS造の登録がある複合構造家屋に限定する理由はなく、対象家屋を登記上の記載によって特定したのは不合理である。

また、被控訴人は、是正処理の対象家屋として特定された前記1279棟の家屋については現地調査もせず、これらの家屋は、ただ複合構造家屋である蓋然性が高いというだけで是正処理がされ、また、本件家屋と同じく登記構造欄にS造の登録がない本件類似家屋5棟についても、構造別に経年減点補正率を適用して算定した価格へと減額修正が行われているところ、控訴人は、本件類似家屋の所有者と同様に、被控訴人（東京都文京区税務事務所長）に対して「家屋構造評価是正願い」を提出し、本件家屋の価格の減額修正を求めたにもかかわらず、被控訴人は、本件家屋の現地調査に着手しながらこれを中止し、構造別に経年減点補正率を適用して算定した価格へと減額修正しようとしなかった。しかし、本件家屋と本件類似家屋5棟との間で取扱いを異にする合理的理由は皆無であり、本件家屋につき1棟単位でRC補正率を適用する取扱いを見直さないことは、本件類似家屋との対比においてもいわれのない差別である。

（被控訴人の主張）

ア平成 24 年度における複合構造家屋に対する経年減点補正率の適用について平成 24 年度において、東京都区部の複合構造家屋について、建築年次の前後を問わず、一律に構造別に経年減点補正率を適用する取扱いは確立されておらず、その後も、そのような取扱いをしたことはない。

家屋の取壊しが通常は 1 棟を単位として行われるところ、家屋自体の荷重を支え、基礎と一体となっている地下階又は低層階を構成する構造の耐用年数が残存していれば、家屋としての効用は十分に発揮するといえることができるから、地下階又は低層階を構成する構造をもって家屋の主たる構造と認定することには合理性がある。被控訴人は、平成 15 年度以降、新たに建築又は増築された家屋（以下「新增分家屋」ということがある。）に限って構造ごとに経年減点補正率を適用することとし、在来分家屋については従来の取扱いを踏襲することとしたが、その趣旨は、建築技術の進歩等によって超高層の複合構造家屋が多数建築されるようになり、1 棟全体に占める地下階及び低層階の占める割合が相対的に小さくなってきたため、新增分家屋について構造別の評価方法を規定することにより、従前からの地下階等の構造による評価方法が誤りであったことを理由とするものではないから、在来分家屋については、依然として地下階等の構造による評価方法が適合する。

なお、平成 17 年 7 月の時点で、在来分家屋のうち、登記上、複合構造家屋であることが明確でないため平成 18 年度通達等による是正処理の対象外とされた家屋は、東京都区部で合計 5046 棟存在し、その大半は、本件家屋と同様に、1 棟単位で経年減点補正率を適用して平成 24 年度の価格を決定している複合構造家屋である。

イ差別的取扱いについて

被控訴人は、平成 18 年度通達等により、同年度の評価替えに係る在来分の複合構造家屋のうち、その構造を 1 棟単位で認定している複合構造家屋について、他の家屋の価格との均衡を考慮して是正処理をすることとしたが、その際、東京都知事がその対象を登記上、複合構造家屋であることが明確な家屋（登記構造欄に「S 造」の登録がある家屋）に限定したのは、平成 18 年度の評価替えに当たり是正処理をする上で、完成済みの建物の外形上露出していない構造を改めて確認するのは困難であり、かつ、建築時の資料も散逸していることが少なくないことから、実際の建物の構造と一致させることが要請されている登記構造欄の記載を基準に是正対象の家屋を特定することに十分な合理性があると判断したためである。

なお、本件類似家屋 5 棟の価格の修正は、各都税事務所長が、納税者からの是正の申入れを受けて個別に行ったものであるが、いずれも、複合構造家屋であることが登記上明確ではなく、平成 18 年度通達等による是正処理の対象外で

あるから、各都税事務所長の判断で個別に価格修正を行ったことは、法的安定性・統一性を損なう、相当性を欠いたものであった。そのため、被控訴人は、本件類似家屋 5 棟の価格修正の事実を把握した後、納税者からの是正の申入れには応じないこととしたのであり、これは、本件家屋と同様に平成 18 年度通達等による是正処理の対象外となった多数の家屋との公平性を考慮したものであって、本件家屋を差別したものではない。

ウ本件家屋の現地調査について

本件家屋について平成 22 年 7 月 16 日に実施した現地調査は、同年 5 月 10 日付けでされた再調査申請に基づき実施したものであり、平成 21 年 11 月 12 日付け「家屋構造評価是正願い」に基づくものではない。

再調査制度とは、固定資産課税台帳に登録された土地及び家屋の価格の算定基礎である評価の内容について、納税者から疑義の申出があった場合に行う被控訴人独自の制度であり、納税者の協力のもとに実施するものである。また、再調査の単位は 1 棟ごとであり、納税者の疑義が 1 棟の家屋のうち特定部分を対象とする場合であっても、評価の正確性を再点検する趣旨から、家屋 1 棟の全体について再調査を行い、再調査の申請を受理した場合、必ず現地調査を実施する取扱いとしている。

被控訴人において本件家屋の現地調査を中断したのは、税務代理行為の権限を欠く業者が現地調査に立ち会おうとし、納税者に代わって主張・交渉することをやめようとしなかったためであり、被控訴人は、上記業者がこのような行為に及ばないのであれば改めて現地調査を行う旨を当時の控訴人代理人弁護士に説明したが、同意を得ることができなかったことから、納税者の協力を得ることができないものと判断して、再調査を中止したものである。

(2) 当審における拡張請求について

(控訴人の主張)

ア審査の申出及び原審において主張した、構造別に経年減点補正率を適用して算定した平成 24 年度の本件家屋の価格は、算定の基礎である主体構造部の鉄筋及びコンクリート使用量に誤りがあり、これを修正し、固定資産評価基準に従って算定した価格は、本判決別紙記載の S 造部分の評価額 (5 億 3 8 9 1 万 5 7 0 0 円) と SRC 造・RC 造部分の評価額 (9 2 3 3 万 1 6 0 0 円) の合計額 (6 億 3 1 2 4 万 7 3 0 0 円) を延べ床面積 (7 4 3 7. 9 1 平方メートル) で除し、課税床面積 (6 4 4 8. 5 2 平方メートル) を乗じて算出される 5 億 4 7 2 7 万 8 8 0 0 円である。

イなお、被控訴人は、当審における拡張請求が裁決前置の趣旨に反すると主張するが、地方税法その他の法令上、審査の申出において主張していなかった違法事由を取消訴訟において主張することを制限する規定はなく、取消訴訟にお

いて、原処分である固定資産課税台帳登録価格の決定の違法を基礎付ける一切の法律上及び事実上の根拠について主張することが許されるべきである。

また、当審における拡張請求に係る主張は、時機に後れた攻撃防御方法となるものでもない。

(被控訴人の主張)

ア地方税法は、固定資産課税台帳に登録された価格に係る不服について、直接市町村長に対して訴えを提起することを許さず、本件委員会に審査をさせた上で、その決定に対して訴えを提起すると規定し、原処分主義の例外として、裁決主義を採用している。これは、固定資産評価に係る紛争は単なる権利主張にとどまらず、専門的な知識に基づいた評価の是非が問題になることから、価格の決定に不服のある者が指摘した部分の評価の妥当性について、まずは中立的な立場にある本件委員会の検討判断に委ね、その決定に不服がある者についてのみ裁判所で争うことができるとしたほうが紛争の解決に役立つと解されたからである。そして、本件委員会は、在来分家屋について審査の申出がされた場合、審査申出人の主張に従い、問題とされた箇所の評価の妥当性を検討確認するのである。

しかるに、控訴人は、審査の申出において、本件家屋の建築当初における主体構造部の鉄筋及びコンクリートの使用量の多寡を問題としておらず、本件委員会はこの点に係る評価の是非を検討していないのであるから、取消訴訟の控訴審において突然これを争点として取消請求の範囲を拡張することは、裁決前置の趣旨に反し、許されない。

また、控訴人の当審における拡張請求に係る主張は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。

イ本件家屋について固定資産評価基準に従って算定した価格が5億4727万8800円であることは否認ないし争う。

【当裁判所の判断】

1 当裁判所も、東京都区部において、平成24年度における在来分の複合構造家屋の価格に関する取扱いは確立していたとはいえず、本件家屋が本件類似家屋を含む他の複合構造家屋と比較して差別的取扱いを受けたともいえないものと判断し、また、当審における控訴人の拡張請求については、裁決前置の要件(地方税法432条1項、434条)を充足せず、不適法であると判断する。

その理由は、後記「2」のとおり補正し、同「3」及び同「4」のとおり当審における原判決に対する不服についての判断及び当審における拡張請求に対する判断を各加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「当裁判所の判断」

(6 頁 1 2 行目から 1 2 頁 1 0 行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 9 頁 9 行目末尾に改行して次のとおり加える。

「エなお、被控訴人は、平成 2 1 年ないし同 2 4 年当時、固定資産課税台帳に登録された土地及び家屋の価格の算定基礎である評価の適正を確保し、納税者の信頼を得ることを目的とする、評価の内容について納税者から疑義の申出があった場合、当該納税者が現地調査や資料提供等につき協力することを約することを条件として、土地及び家屋の評価に関する再調査の制度を有しており

(平成 1 8 年 3 月 2 3 日付け東京都主税局資産税部長通達「土地及び家屋の評価に係る再調査について (通達)」(1 7 主資評第 2 6 6 号)。以下「再調査通達」という。)、再調査の申請が審査の申出又は審査請求の受付期間内にされ、当該受付期間内に再調査の結果を確定できないことが見込まれる場合又は納税者が審査申出書若しくは審査請求書の提出を希望している場合、あらかじめその提出を受け、再調査事務の遅れ等により、納税者が審査申出書等の提出機会を失することのないよう留意すること、再調査の結果、重大な錯誤が発見された場合、地方税法 4 1 7 条 1 項に基づき速やかに価格等の修正を行うことなどが定められていた (A 4 1, B 1 1)。」

(2) 1 0 頁 6 行目末尾に改行して次のとおり加える。

「控訴人は、被控訴人に対し、平成 2 2 年 5 月 1 0 日付け「固定資産 (家屋) 再調査申請書」(B 1 0) を提出して、本件建物の評価に係る再調査の申請をし (東京都文京区税事務所同月 1 1 日受付)、同年 7 月 1 6 日、同都税事務所資産評価係長及び被控訴人主税局専門副参事が本件家屋の現地調査を実施したが、その際、控訴人は、代理人弁護士に加えて第三者 (株式会社建物鑑定の代表者及び従業員複数名) の立会いを要求し、被控訴人担当者は、第三者の立会要求に応じなかったところ、控訴人はあくまで上記第三者の立会いを求め、第三者において被控訴人による本件家屋の評価にミスがある、自分たちは建築の専門家である、一緒に本件家屋の構造が S 造であるかどうかを確認したいなどと主張し、譲らないことから、被控訴人担当者は、開始した現地調査を一旦打ち切り、本件家屋から退去した。その後、被控訴人担当者は、控訴人に対し、上記第三者が立ち会って主張・交渉を求めないのであれば改めて現地調査を行う旨連絡したが、控訴人はこれに応ぜず、自ら再調査手続の続行を求めて何らかの働きかけをすることもなかったことから、被控訴人は、再調査について納税者である控訴人の協力が得られないものとして、再調査を中止した (A 4 2, B 1 0, 弁論の全趣旨)。」

(3) 1 1 行目 7 行目から 8 行目にかけての「適用する必要はない」から 1 5

行目の「推認されることからすれば」までを次のとおり改める。

「適用しなければならないものではなく、控訴人は、本件家屋の評価に係る再調査の際、被控訴人担当者の要請を受入れず、営利目的を有する一方税務代理行為の権限を欠く第三者の立会いを強く要求し、当該第三者において被控訴人による現地調査の円滑な進行を妨げたばかりでなく、控訴人の協力が得られないためにやむを得ず再調査が中止されたという本件の事実関係の下においては」

3 当審における補足主張について

(1) 控訴人は、平成 24 年度において、東京都区部において在来分の複合構造家屋について構造別に経年減点補正率を適用して価格を算定する取扱いが確立していたと重ねて主張する。しかしながら、前提事実記載のとおり、平成 24 年度取扱要領において、原則として構造別の床面積で経年減点補正率を適用すると定められていたのは、平成 14 年 1 月 2 日以降に建築された新增分の複合構造家屋についてであり、同取扱要領の規定自体から在来分の複合構造家屋については 1 棟単位で経年減点補正率を適用する場合と構造別にこれを適用する場合があることが読み取れること、複合構造家屋の評価の不均衡に関する平成 18 年度通達等による是正処理に先立つ平成 17 年 7 月段階で実施された旧税務情報オンラインシステムを利用した抽出結果によれば、在来分家屋のうち、登記上、複合構造家屋であることが明確でなかったため、平成 18 年通達等による是正処理の対象とならなかった家屋が東京都区部で合計 5046 棟存在したこと (A12, B8, 弁論の全趣旨)、上記の在来分家屋のうち何棟が複合構造家屋であるかを認定するに足りる適確な証拠はないものの、この中には少なくとも本件家屋のほかに本件類似家屋 5 棟、別件家屋及び控訴人の指摘する平成 19 年度以降に是正処理がされた在来分の複合構造家屋 20 棟 (以上合計 26 棟) が含まれており、上記 5046 棟のうち複合構造家屋は本件家屋ほか 26 棟に限られると考えることはおよそ合理性を欠くことに照らせば、平成 24 年段階において構造別に経年減点補正率の適用を受けていない複合構造家屋が本件家屋及び別件家屋以外に存在したことの証明がないとする控訴人の主張は採用できず、これらのほかにも 1 棟単位で経年減点補正率を適用されて価格を算定されていた在来分の複合構造家屋は相当数存在したものと認めるのが相当である。

これによれば、平成 24 年度において、東京都区部において在来分の複合構造家屋について構造別に経年減点補正率を適用して価格を算定する取扱いが確立していたとする控訴人の主張は採用できない。

(2) また、控訴人は、本件家屋の評価に当たり、他の複合構造家屋と比較して差別的取扱いを受けたと主張するが、まず、平成 18 年度通達等による是正

処理が行われた在来分の複合構造家屋（登記構造欄に「S造」の登録がある家屋）との不均衡をいう点については、上記のとおり、是正処理が平成18年度における評価替えに当たって行われたものであり、行政事務の効率的処理の観点から、登記構造欄にS造の登録がある在来分の家屋を対象として是正処理を行った東京都知事の判断には一定程度の合理性があり、裁量権の逸脱濫用があったとは解されず、また、被控訴人は、平成18年通達等と並行して、再調査通達を発出して固定資産の評価に関する納税者の疑義の申出に対応する再調査の制度を整備し、平成18年通達等による是正処理の対象とならなかった在来分の複合構造家屋を所有する納税者に対して価格の修正を求める機会を付与していたことを併せ鑑みれば、本件家屋について差別的取扱いを受けたとする控訴人の主張を採用することはできず、この判断は、家屋の減価の速度は家屋の物理的構造によって定まり、登記上の記載による影響を受けないとの控訴人の主張により左右されない。

なお、控訴人は、143号通知は是正処理の具体的な事務処理について通知したものにすぎず、これによって是正処理の対象家屋に限定を加えることはできないとも主張するが、平成18年度通達等は、東京都主税局長通達において同年度の在来分家屋の価格評価に関する一般の方針を定め、同局資産税部長通達において対象家屋、是正処理の方法、実施時期等に関する細目を定め、同通達に基づく是正処理の具体的な事務処理は同部固定資産評価課長通知（143号通知）に委ねることとし、これを受けて、同通知において具体的な事務処理方法が通知されたものであって（A7の1ないし3）、143号通知が上記各通達と無関係に是正処理の対象家屋を限定したのではなく、むしろ上記各通達の趣旨を具体化したものというべきであるから、上記の主張は採用の限りでない。

（3）次に、控訴人は、本件類似家屋との取扱いと対比して差別的取扱いを受けたと主張する。

しかしながら、本件類似家屋5棟の価格の修正は、東京都知事はその権限により決定して固定資産課税台帳に登録した固定資産の価格（地方税法410条、411条参照）を、各都税事務所長のいかなる法令上の権限により、また、いかなる手続により修正したものか明らかでなく、行政手続としての適法性に疑義があるといわざるを得ないものであり、本件類似家屋5棟に関する価格の修正の事実を発見した後、公平性の観点から、同種の取扱いを行わないこととした被控訴人の措置に違法とすべきところはないから、本件類似家屋5棟との取扱いの差異が差別的であるとする控訴人の主張は採用できない。

（4）そして、控訴人は、被控訴人において用意した個別の価格修正に向けた制度である再調査を一旦申請しながら、被控訴人担当者からの要請を受け入れ

ようとせず、手続に関与し得る立場にない第三者の現地調査への立会いを強く要求したために再調査が中止され、そのために本件家屋の価格修正の機会を喪失したことは、引用に係る原判決の理由説示（上記補正後のもの）記載のとおりである。

4 当審における拡張請求について

固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、所定の期間内に、固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」ということがある。）に審査の申出をすることができ（地方税法432条1項本文）、審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる

（同法434条1項）。ただし、審査委員会に審査の申出をすることができる事項については、これらの規定によることによつてのみ争うことができ（同条2項）、上記手続を経ないことにつき正当な理由があるとき等を除き、これらの規定によることなく、市町村長（東京都特別区の場合は東京都知事。地方自治法281条の2第1項、第2項参照）による価格の決定及びこれに基づく固定資産課税台帳への価格の登録の取消しを求める訴えを提起することはできない（行政事件訴訟法8条1項ただし書、同条2項参照）。

固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服の申立てについてこのように裁決前置の手続が定められているのは、固定資産の価格は固定資産税の納税者の負担に直接重要な影響を及ぼすものであるから、価格に関する納税者の不服については、審査の衡平を期するため、市町村長（東京都特別区の場合は東京都知事）に処理させることとせず、別個の独立した合議制の機関として、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う第三者機関である審査委員会（地方自治法202条の2第5項）において慎重に審査決定することを予定したためであり、審査委員会の委員は、当該市町村

（東京都特別区の場合は東京都）の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する（地方税法423条3項）。そして、審査の申出は文書（審査申出書）によることを要し（地方税法432条1項本文）、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例及び当該条例の定めるところに基づく審査委員会の規程で定めることができ（同法436条）、審査委員会においては、審査の申出書に記載された審査の申出の趣旨及び理由に基づき、審査のため必要な資料の所持者にその提出を求め、審査申出人が提出した証拠書類等を検討し、必要に応じて実地調査を行った上で、書面又は口頭の審理を経て、審査の決定を行うこととされている（弁論の全趣旨）。

このような固定資産の価格に対する不服審査の趣旨及び審査委員会における審理手続等の趣旨に照らすと、固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるとして審査の申出をするには、当該年度の固定資産課税台帳に登録された価格のうち不服とする部分・範囲及びその理由を明らかにする必要があるものであって、審査委員会による審査の過程で主張しなかった事由を取消訴訟において主張することは、当該事由について審査手続を経していない以上、そのことに正当な理由（行政事件訴訟法 8 条 2 項 3 号）があると認められる特別の事情がない限り、地方税法 4 3 4 条 2 項、行政事件訴訟法 8 条 1 項ただし書も趣旨に反し、許されないものと解するのが相当である。したがって、取消訴訟においては、固定資産課税台帳登録価格の決定の違法を基礎付ける一切の法律上及び事実上の根拠について主張することが許されるとする控訴人の主張は採用できない。

そして、控訴人が当審において請求を拡張した理由は、審査の申出及び原審において主張した、構造別に経年減点補正率を適用して算定した平成 24 年度の本件家屋の価格について、算定の基礎とされた主体構造部の鉄筋及びコンクリート使用量に誤りがあるというものであるところ、本件家屋の建築主は控訴人自身であり、設計図書、見積書その他本件建物の鉄筋及びコンクリート使用量に関する資料を所持するのも控訴人であるから、控訴人は、審査の申出をするに当たり、上記使用量の誤りについて主張することができたというべきであり、上記事由について本件委員会の裁決を経ないことについて正当な理由があるとは認められない。

よって、その余の点につき判断するまでもなく、控訴人の当審における拡張請求に係る訴えは、裁決前置の要件を充足せず、不適法であり、却下を免れない。

【結論】

以上の次第で、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却し、控訴人の当審における拡張請求に係る訴えは不適法であるからこれを却下することとして、主文のとおり判決する。

(東京高等裁判所第 24 民事部)

(別紙)